

「黒い羽根運動」の意義に関する考察

—— エネルギー政策転換期における社会福祉の実態を通して ——

明星智美

1. はじめに

明治期に始まる日本の石炭産業は、鉄鋼業をはじめとする近代工業の発展を支えてきた。しかし、第二次世界大戦は、日本を大きく疲弊させ、経済活動はもちろんのこと、国民生活そのものが混乱し窮乏を招いた。政府は、第二次大戦後の復興策として、1946（昭和21）年2月7日、「緊急事態ニ対処スル石炭生産増強方策大綱」¹を閣議決定した。大綱は、戦後の産業は麻痺状態にあり、これに対処するために「食糧ト石炭ノ増産ニ存スルヲ以テ当面ノ施策ヲ之ニ集中」するとして、石炭産業を最重要産業として位置づけた。これにより、石炭産業は、鉄鋼・電力と並び傾斜生産方式による増産体制に入った。

しかし、1950（昭和25）年の朝鮮戦争を契機とする特需を過ぎた1953（昭和28）年からは、石炭産業は厳しい不況に陥った。世界の潮流として、石炭エネルギーから石油エネルギーへの転換が進む中、政府は1955（昭和30）年5月に石炭鉱業合理化臨時措置法案を閣議決定、8月に同法を制定した。この時期を境に、日本でも石炭から石油へのエネルギー転換政策がとられることとなる。1950年代後半から1960年代初めにかかるエネルギー政策の転換期にあって、かつて日本の経済成長を支えてきた石炭鉱業は衰退し、炭鉱閉山に伴う炭鉱離職者の増大、炭鉱地域における生活保護受給率の増加や炭鉱離職者世帯の生活の窮乏が深刻化していった。

このようにエネルギー政策の転換が進む中、1959（昭和34）年から翌年にかけて、福岡県筑豊地域の炭鉱離職者への援助を謳った「黒い羽根運動」が実施された。市民的な呼びかけからはじまり、全国にひろがった募金運動である。この運動は、1960年代から活発化する社会福祉運動の先駆として、また「ソーシャルアクション」の重要性を示すものとして注目すべきものである。本稿では、この「黒い羽根運動」が生まれた背景と運動がひろがった契機から、本運動の持つ意味を考察する。

2. エネルギー政策転換期における社会福祉の理論動向

敗戦と連合軍による被占領期の社会福祉に関する研究は多いが、1952（昭和27）年の対日平和条約の発効から1960（昭和35）年の日米安全保障条約の改定に至る時期に関する研究は少ない。

本稿が展開する筑豊地域の生活保護に関しては、副田義也の研究がある。副田義也²は、生活保護制度の沿革を制度創設に関わった厚生官僚を主体として論じることを強調する。一方で、「社会福祉の制度・政策の創設やその水準向上は、民衆の生活要求にもとづく大衆運動、社会運動が国家権力と対決しつつ、かちとってくるものであるという説明の仕方を多用する立場³」として、社会福祉運動の果たす役割を評価するが、政策決定は、厚生官僚によって行われるとし、運動論からの生活保護制度論議を批判している。そして、1960年代初頭の筑豊地域の生活保護受給世帯の例を挙げ、地域社会が多くの失業者を抱えて貧困化しているときに、「正常な条件での就業機会を保障する雇用政策、産業政策を欠落させたまま、長期にわたって生活保護制度によりかれらの生活を保障する政策がとられると、被保護者たちは惰民化して、しかも世代的再生産をする」のであり、「生活保護が惰民を養成するのは、第一義的に、政策を決定、実施する機構の責任に属する」としている⁴。たしかに、政策立案の主体が政府やその実務を担う官僚であるとしても、官僚のみの働きで政策を立案しうるのか、その際にどのような根拠に基づいて政策の設計がなされるのだろうか。そもそもそうした官僚の政策立案を支えたものは何だったのかの解明がなされていない。本稿では、エネルギー転換期において黒い羽根運動が明らかにしてきた炭鉱離職者の生活実態と重ねながら考察してみたい。

次に、この時期の共同募金に触れた研究として菅沼隆の論文がある。被占領期の福祉政策を分析した菅沼は、日本国憲法の制定に伴い、国家責任と公私分離原則が制度化されたことに触れ、日本人にとって受け入れがたい公私分離の原則が、共同募金制度や措置制度に変成して存続することになった、と指摘している。そして、「共同募金制度は厚生省の組織的な支援がなされ⁵」たとも述べている。ここでもやや厚生省の政策主導の動きが読み取れるが、民間募金の代表格である「赤い羽根」共同募金が厚生省の組織的支援のもとにあるならば、本稿で論ずる別の「羽根」運動が何故生みだされ、広がりをもせてきたのだろうか。

さて、副田は前掲書の中で、いわゆる運動論的立場を批判したが、宮田和明は、一番ヶ瀬康子や真田はらの運動論について、政策と技術の統一の把握を可能にする理論的枠組みを追求するという問題意識をもつものとして意義づけている⁶。真田は、社会福祉を成立させ、その内容や水準に規定的な影響を与えるものとして、「社会問題」「社会福祉の主体（政策主体）」「社会運動」の三つをあげた。これは、社会問題の広さや深刻さが社会福祉の制度に影響を与え、政策主体が社会問題の中から社会福祉の対象を決定するが、「政策主体は、社会運動との対立関係のなかで、社会運動に対するさまざまな政策的な対応・配慮をおこなうことをとおして、社会福祉の対象や

内容や水準をきめていく⁷』というものである。真田の運動論は、政策主体だけが社会福祉を一方的に規定するのではなく、国民の生活諸要求が社会運動を通じて社会福祉に反映し、社会福祉のあり方を現実的に規定するというものであり、その規定要因である社会問題、政策主体、社会運動を社会福祉の「三元構造」ととらえるものであった。本論では、この枠組みの助けを借りて、黒い羽根運動の意義を考察したい。

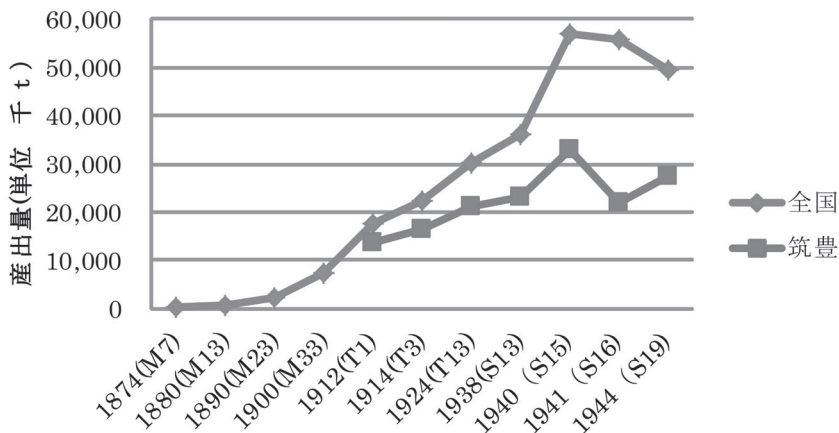
本稿では、こうしたエネルギー政策転換期の理論動向をふまえながら、いわゆる民衆運動として取り組まれた「黒い羽根運動」がもつ意義や社会に対するインパクトを考察する。

3. 炭鉱地域としての「筑豊」の実態分析

第二次大戦終結まで、九州は全国の石炭産出量の過半を支え、なかでも福岡県の筑豊地域は有力な炭鉱地域であり、「日本の火床」と称されていた。「筑豊」という地域は、正式な行政区域として存在してきたわけではなく、歴史的には筑前と豊前の上に位置する地域であることから、「筑豊」と称されるようになったものである。一般には、福岡県北部の響灘に注ぐ遠賀川流域の直方・飯塚・田川・山田の4市と鞍手、嘉穂、田川の3郡（いわゆる平成の大合併前）をさす⁸。

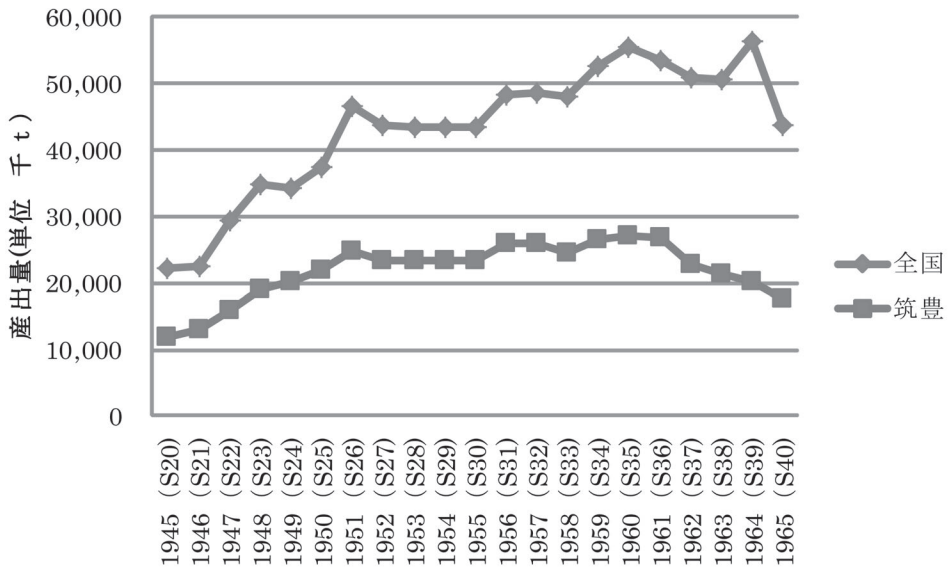
この地域は、古来は豊かな水田地帯であり、北部九州における穀倉地帯であったとされる。江戸時代に地域を南北に流れる遠賀川の流域で石炭が発見され、明治期に入って大規模な炭鉱開発が進められた。遠賀川河口域には北九州工業地帯が広がり、近代産業の発展に伴い、石炭に対する需要が高くなり、筑豊は一大炭鉱地域に発展した。石炭鉱業が発展する一方で、筑豊地域では、鉱害による農地の荒廃と労働力の炭鉱への流入促進による農業従事者の減少とによって、農業不振地域となり、石炭鉱業に大きく依存する地域に変貌していった⁹。また、筑豊地域で産出された石炭は、1902（明治35）年に創立された官営八幡製鉄所をはじめとする北九州の工業地

表1 全国と筑豊の石炭産出量（終戦まで）



「石炭年報」をもとに作成

表2 全国と筑豊の石炭産出量（戦後）



「石炭年報」をもとに作成

域に輸送されており、筑豊地域内においては鉄鋼業や化学工業が発展することなく、もっぱら地域外の工業を大きく発展させてきた。

1940（昭和15）年には、全国の石炭産出量の過半が筑豊地域によるものであり、1944年（昭和19）年にはほぼ6割を占めていた。

第二次大戦後、1946（昭和21）年12月7日に閣議決定された「緊急事態ニ対処スル石炭生産増強方策大綱」は、前述したように、石炭産業を戦後復興の最重要産業として位置づけた。これにより、石炭産業は、鉄鋼・電力と並び傾斜生産方式による増産体制に入った。筑豊の炭鉱においても、表2に見るように、1945（昭和20）年の11,962千トンから、1950（昭和25）年には21,80千トンに増産しており、全国の石炭産出量の過半を占めた。

朝鮮戦争を契機とする好景気の中で石炭の増産体制が強化されていくが、筑豊においては、大手炭鉱の人員整理が進められ、炭鉱労働者の数に大きな変動がみられるようになる。朝鮮戦争の特需に乗じて中小炭鉱が休山していた炭鉱を再開するなどして、1949（昭和24）年から1951（昭和26）年には炭鉱の数が増え、265鉱に達している。一方で、労働者数は、1949（昭和24）年からの2年間で約3万人減、1951（昭和26）年に約5千人の増員となったが、翌年から再び減員し、さらに1953（昭和28）年から翌年にかけて石炭産業が一転厳しい不況に陥ると、2年間で約3万人の大幅な減員をしている。1956（昭和31）年から1957（昭和32）年の好景気を受けて炭鉱労働者数に若干増加がみられたのを最後に、中小炭鉱が多い筑豊では、炭鉱の倒産や大手への吸収が進み、1958（昭和33）年には一気に45の炭鉱が休山・廃止となり、年間8千人を超える炭鉱失業者を生み出している。1948（昭和23）年、筑豊地域には131鉱に約14万8千人

表3 筑豊炭田における炭鉱数、労務者数の推移（昭和23年度～35年度）

年 度	炭 鉱 数							労 務 者 数	
	飯 塚	直 方	田 川	合 計	増 減	新・再	休・廃	合 計	増 減
昭和23	59	38	34	131				148,327人	人
24	78	83	57	218	+87	107	20	129,770	-18,557
25	104	85	66	255	+37	58	21	116,558	-13,212
26	105	87	73	265	+10	32	22	121,806	+ 5,248
27	95	81	67	243	-22	28	50	119,699	- 2,107
28	99	80	68	247	+ 4	53	49	101,732	-17,967
29	91	70	55	216	-31	51	82	90,531	-11,201
30	107	75	64	246	+30	75	45	90,188	- 343
31	101	74	60	235	-11	39	50	90,910	+ 772
32	107	65	61	233	- 2	38	40	93,452	+ 2,542
33	90	56	42	188	-45	22	67	84,991	- 8,461
34	74	50	44	168	-20	31	51	73,877	-11,114
35	71	50	49	170	+ 2	25	23	64,503	- 9,374
合 計 (30～35小計)					+39 (-46)	559 (230)	520 (276)		-83,824 (-25,685)

- 註 1) 福岡通産局石炭部調
 2) 炭鉱数は、労務者数とも各年度木現在。
 3) 労務者数＝常用労務者（在籍者＋常用臨時夫）－長欠者、したがって請負夫（組夫）や職員は含まれていない。いわゆる「実働労務者」といわれるものである。

出所：土井仙吉「石炭斜陽下の筑豊炭田地域」福岡学芸大学紀要第11巻第2部、1962

が労務していたが、1953（昭和28）年には247鉱、約10万2千人、1954（昭和29）年には216鉱、約9万1千人に減少している（表3）。

世界の潮流として石炭から石油へのエネルギー転換が進む中、政府は1955（昭和30）年5月に石炭鉱業合理化臨時措置法案を閣議決定、8月10日に同法が制定された。同法は、「石炭鉱業合理化計画に基いて、石炭鉱業を整備し、及び坑口の開設を制限することにより、石炭鉱業の合理化を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的」（第1条）とするものである。能率のよい炭鉱に積極的な援助を行って立鉱開発などさらなる効率化を進める一方で、能率の悪い中小の炭鉱の採掘権を買い上げて閉山させる、いわゆるスクラップ・アンド・ビルド政策といえるものであり、採掘権の買上のために石炭鉱業整備事業団が創設された。当時の筑豊地域は中

表4 福岡県内における炭鉱の買上と買上による離職者数

年 度	買上の炭鉱数	買上による離職者
1956年	21	3,359人
1957年	18	3,506人
1958年	13	2,993人
1959年	19	3,875人
計	71（全国197）	13,733人

* 離職者数は常用労働者を指す
 出所：福岡県労働局資料

小の非効率炭鉱が多く、買上の対象となる炭鉱が多数を占めていた。石炭不況の影響を大きく受けていた中小の炭鉱主は相次いで買上を申請し、結果として、中小炭鉱の閉山と炭鉱離職者の増大を招くこととなった。福岡県内における1956（昭和31）年から1959（昭和34）年までの炭鉱の買上は71鉱、これによる炭鉱離職者は13,733人に及んでいる（表4）。

1955（昭和30）年の石炭鉱業合理化臨時措置法案にあわせて、政府は「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」（昭和30年5月24日閣議決定）についても同時に閣議決定している。この決定は、「石炭鉱業合理化臨時措置法の実施に伴い、五年間に多数の離職者の発生が予想されるので」、「炭鉱地帯において各種の建設的事業等を実施し、これに離職者の積極的な配置転換を図ること」「炭鉱地帯における失業の現状に鑑み、従来の公害復旧事業、失業対策事業等を炭鉱地帯において重点的かつ計画的に実施し、失業者の吸収に万全を期する」というものであり、多数の炭鉱離職者が生じることはあらかじめ予測されたことであった。

翌1956（昭和31）年10月19日、政府は再び「石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について」を閣議了解した。これは、石炭鉱業合理化臨時措置法の施行に伴う昭和31年度石炭鉱業合理化実施計画の実行に伴う措置を取り決めたものである。炭鉱間の配置転換を関係機関や雇用主に求めながら、それが困難な離職者には職業相談を積極的に行って広域の労働市場に就職の促進を図ることや他産業への就労転換のための職業補導の強化をあげ、それでもなお就業できない離職者に対しては、公共事業および鉱害復旧事業を集中して実施し、雇用吸収に努めることが示されている。注目すべきは、「離職金または賃金の未払いが離職者の再就職に障害となつているので、石炭鉱業整備事業団による離職金の早期支払または未払金の代位弁済を促進するよう特に考慮する」という内容である。職を失うだけでなく、それまでの労働に対する支払をも正当に受け取ることなく炭鉱を追われる実態が深刻であったことを物語っている。

石炭鉱業合理化臨時措置法の施行後、筑豊地域においては1958（昭和33）年から炭鉱数、炭鉱労務者数が急減した。1958（昭和38）年には前年比で45鉱、8,461人減、1959（昭和34）年は20鉱、11,114人減、1960（昭和35）年は2鉱増加したものの9,372人減となっている（表3）。この時期、とりわけ筑豊地域における炭鉱離職者が抱えていた問題は、①炭鉱離職者の受入や転職を伴う就職も吸収できる産業がほかになかったこと、②炭鉱就業中から中小炭鉱では賃金水準が低く、閉山間際には賃金の切り下げや遅配、未払いなどによりほとんど蓄えを持たない離職者が多かったこと、③離農して炭鉱に流入した流動的労働者であったり、親世代も炭鉱関連の労働者であったりして他所に縁故も転居しての就職のあても有しない者が多いこと、などであった。

こうした炭鉱離職者に対し、石炭合理化審議会は、1959（昭和34）年に石炭産業合理化基本計画を発表した。それは、いわゆる石油危機は構造的なものであるとの認識に立ち、石炭の経済性を回復するための措置として、出炭量を大幅に抑えることとあわせて、非効率炭鉱の閉鎖や機械化の推進によって生産性を高めて炭価の引き下げを追求するものであった。このため、筑豊地域においては大手資本の炭鉱でも企業整理が本格化した。これにより、筑豊地域にはますます多くの炭鉱離職者が失業者として存在することになり、その生活は急速に窮乏化していった。

表 5 田川福祉事務所における保護開始原因別件数

年	申請総 件数	開始 件数	開始原因内訳							
			一般	合理化法	廃山	休山	縮小	不払い	遅払い	炭鉱計
58	1,213	822	486	115	172	23	19	7	—	336
59	1,911	1,390	492	379	261	72	114	46	26	898

出所：炭鉱問題調査会編『筑豊—そこに生きる人々』の資料をもとに作成

福岡県総務部企画室の季報第 20 号「石炭鉱業合理化と離職者対策」（1959 年 3 月）によると、1955（昭和 30）年の石炭鉱業合理化臨時措置法施行から 1958（昭和 33）年 12 月末までの炭鉱買い上げによる県内の離職者数は 12,916 人であり、炭鉱地域である田川、飯塚、直方の職業安定所管内の 3 地区で 10,033 人、実に 77.7%を占めている。そのうち自力または縁故によって転職した者は 4,137 人（32%）、自営帰郷・転居を含む離職対策を要しない者が 5,372 人（42%）である一方、職業安定所の紹介による就職者は 647 人（5%）にすぎず、転向不明者が 4,147 人（32%）も存在していた。

また、同報において報告された買上炭鉱付属の炭住居住世帯の生活保護率は 62.4%であり、同時期の県平均保護率 22.1%の約 3 倍であった。また、1958（昭和 33）年、59（昭和 34）年の福岡県田川福祉事務所管内の保護開始原因をみても、炭鉱に起因する理由が急増していることがわかる（表 5）¹⁰。炭鉱以外の理由による開始件数はほぼ変わらないのに対し、炭鉱関連の原因によるものは約 2.7 倍になっており、産業構造の変化がいかに大きな影響を及ぼしているかを示している数字である。

表 6 は、『厚生白書 昭和 35 年版』に掲載された筑豊地域の生活保護率である。わずか 1 年の間に、保護率が約 2 倍に伸びている。白書は、「福岡県などにおいて石炭産業および関連産業の不振に伴い、被保護世帯が激増していることがあげられる。石炭鉱業従業者の整理がただちに被保護人員の増加となつてあわられてくるということは、これらの離職者に対する積極的な施策が

表 6 石炭産業不況地区の生活扶助人員およびその保護率

(人口 千対)

	33 年 4 月		34 年 6 月	
	実 数	保 護 率	実 数	保 護 率
	人	%	人	%
直 方 市	1,252	18.4	2,583	37.8
田 川 市	2,526	25.0	5,049	49.8
田 川 郡	5,138	31.3	8,249	50.1
鞍 手 郡	2,987	24.1	5,234	42.2
福 岡 県	69,830	17.3	94,504	23.3

厚生省社会局調

出所：『厚生白書 昭和 35 年版』

表7 筑豊における石炭鉱業離職者の年齢別就業状況(男子, 1959年8月)

年齢	就職率	現職内容			再就職者の 転職 希望率
		常用	臨時	日雇行商 その他	
計	% 54.9	% 53.3	% 27.8	% 18.9	% 48.3
30才未満	64.4	58.8	28.1	13.1	48.9
30~39才	65.7	57.8	25.0	17.2	53.8
40~49	60.5	54.4	23.7	21.9	53.5
50~59	43.3	40.6	32.6	26.8	39.2
60才以上	26.3	40.8	35.6	23.7	35.2

註 1) 労働省「労働白書」1960年版 P. 93

2) 原資料は労働者「筑豊地区石炭鉱業離職者実態調査」で昭和32年4月～34年3月までの2年間に失業保険金を支給終了した者および需給期間満了者について34年7, 8月に実施したもの。

表8 筑豊における休職難の状況

	月間有効 求人数 A	月間有効 求職者数 B	殺到率 A/B		
			筑豊	福岡県	全国
昭30年平均	人 2,668	人 20,483	7.7	5.9	
31 "	2,660	15,309	5.8	4.6	2.6
32 "	2,485	12,391	5.0	3.9	
33 "	1,777	15,240	8.6	5.1	2.6
34 "	1,944	18,814	9.7	4.4	2.0
35 "	2,349	25,676	10.9	4.1	1.4
36年1月	4,022	27,568	6.9	2.5	

註 福岡県「石炭産業と福岡県政(資料編)(36.4)による。ただし、全国の殺到率は、労働省「労働白書」35, 36年度版による。

出所：土井仙吉「石炭斜陽下の筑豊炭田地域」福岡学芸大学紀要第11巻第2部、1962

じゆうぶんでない(原文ママ)ことを示すのであつて、経済政策、雇用政策等の一層の充実が要請されるのである¹¹⁾と認めている。これは、副田¹²⁾も述べているように、政府が緊密な統一性をもった官僚制ではなく、利害・関心が分岐し、対立する諸省庁という緩やかな連合体であることから出た、厚生省の他省への牽制であるといえるのではないだろうか。実際、この時期の生活保護は給付水準を抑制しており、一般世帯との消費支出の差が大きくなったが、副田はそれを「大蔵省の厚生省にたいするまきかえし¹³⁾と表現した。

厚生白書がこのように述べた同年夏の筑豊地域における炭鉱離職者の就業状況はどうであつたろうか。炭鉱離職者の就業状況や求人状況(表7, 8)からは、働くことを望んでも、就職先自体が圧倒的に不足していることがわかる。離職者全体の5割強しか就職できず、働き盛りの30歳未満層でさえ約65%しか就職できておらず、しかもそのうち常用雇用は6割以下にとどまっている。また、筑豊地域の求人数に対する求職者数(殺到率)の推移をみると、1959(昭和34)年に9.7倍、1960(昭和35)年には10.9倍であり、就職を望む者の約1割にしか就職の門戸そのものが開かれていない状況があつたのである。

さらにいえば、石炭鉱業合理化臨時措置法による買上対象となつた炭鉱は、もともと中小の炭鉱であり、在職中から賃金水準が低く、「従前から最低生活の状態であり、離職金は借金を清算すれば手取りはないのが大半で、転職と同時に実質的には生活保護の要保護世帯に転落する場合も多い¹⁴⁾状態であつた。また、交通の便が悪く、転職先もない地域では、全世帯が生活保護を申請し、3分の1弱が生活保護を受けている炭住もあつた。当該地域では、町独自の失業対策事業を実施しているものの、失業対策賃金分が保護費から減額されるため、勤労意欲の維持・向上の見地から「この矛盾が検討されなければならない¹⁵⁾と県の総務部は指摘している。これは、副田のいうところの、惰民養成論に通じる発想であるともいえるが、当時、生活保護が惰民を養成するほどの緩やかさと、それのみに頼りきれるほどの支給内容をもつた制度であつただろうか。1959(昭和34)年の生活扶助基準額(一人当たり)は、勤労世帯第1・5分位の消費支出

表9 井戸水の状況

水の種類		適する 井戸の数	不適当な 井戸の数	計
飲料水	井戸	5	23	28
	水道水源	1	2	3
	水道水	1	2	3
	汲みだめの水	0	3	3
用水（水枯れの時飲料水にする）		0	3	3
計		7	33	40

出所：「黒い谷間の人々—九大医学部筑豊炭坑地帯巡回診療調査報告」

平均（一人当たり）の43.7%でしかなかったのである。そのような低水準の給付のみで成り立つ生活に安穩としていると考えることに無理があるし、あまりに低い失業対策賃金水準や、その失業対策事業ですら炭鉱離職者を吸収するにはあまりにも雇用枠が少ないことこそ行政の課題として取り上げる必要があったのではないだろうか。

再就職もかなわず失業対策事業か生活保護かによって生活を維持するよりほかない炭鉱離職者の生活状況は、窮状を極めていく。1959（昭和34）年12月に九州大学医学部が実施した筑豊炭坑地帯巡回診療調査では、劣悪な生活環境が報告されている。なかでも閉山後の炭住地域における共同井戸の水質検査は、安全な飲料水の確保すら困難な実態を明らかにしている。11炭住地域の40の井戸について86%が不完全であり、外部からの細菌の流入を防ぎ得ない構造にあるだけでなく、鉱害のために地下水脈が乱されて利用できず、地表水を汲んだり、降雨時には川になるような場所に井戸を掘っていたり、便所との距離が十分でない状態にあることが報告されている（表9）。こうした井戸、飲料水の状況は、感染症の原因となったり、寄生虫の保有率に影響を与えていることが指摘されている¹⁶。

さらに、石炭産業の不況は、児童生徒にも大きく影響していた。教育扶助を受ける者の増加、長期欠席や欠食児童の増加が顕著となり、1959（昭和34）年には県教育委員会が実態調査を行ったほか、教育長は文部省に給食費、教科用図書費、修学旅行費等の補助金の枠の拡大を要望し、文教委員の実情視察や文部省による実態調査も行われている¹⁷。

県教育委員会の調査では、炭鉱が最も多い6市5郡の小・中学校の給食実施校における給食費未納者は、1959年4月の12,830人（7.4%）が10月には23,150人（13.3%）に増加している。在籍児童生徒の40%強が炭鉱関係の子弟であり、失業者の子弟は約20%であった。また、10月現在で1カ月5日以上欠席した長欠者は、県全体で6,851人であるのに対し、この地区では3,906人に及んでいる。さらに1カ月のうち5日以上弁当を持参しない欠食児童生徒は、小学校1,716人（県1,941人）、中学校1,081人（県1,376人）であり、「教育時報」第17号では、「これらの児童生徒は、食事時間には、ひっそりと本を読んだり、寒い校庭にそととでて行く」と報じており、まさに土門拳が『筑豊のこどもたち』で撮った教室風景そのものであったことがわかる。当

時はすでに、生活保護の教育扶助による学校給食費の支給、準要保護児童に対する給食費の補助制度が設けられていたにもかかわらず、学校給食の未実施校を多く残すこの地域では、その制度にすら乗ることのできない子どもたちが存在していたのである。

4. 鶴崎県政と「黒い羽根運動」のおこり

(1) 母親大会から黒い羽根運動へ

炭鉱地域にとっては厳しい状況が続く1959(昭和34)年4月、福岡県では革新系の鶴崎多一が県知事に就任した。鶴崎知事は、九州大学教授高橋正雄が理事長を務める福岡県政研究会に炭鉱離職者の調査を依頼し、7月に同研究会は『炭鉱離職者の生活実態』¹⁸という報告書を発表した。報告は、炭鉱離職者が極めて厳しい生活状況にあり、県や市町村による対策では救済が及ばないことを指摘した。

同年8月10日には第1回福岡県母親大会(会長:徳永喜久子)が開催された。大会は、1955年7月にスイスで開催された世界母親大会に九州代表として派遣された福岡の徳永喜久子が報告集会を重ねながら、労働組合婦人部や民主団体等と準備をすすめたものであり¹⁹、約800人の母親が集まって様々な問題を討議した。討議の中では、『炭鉱離職者の生活実態』がとりあげられ、福岡在住の主婦今吉まさえの「石炭不況による離職者の非人間的な生活に対して何らかの救いの手を差しのべよう」という「炭鉱離職者助け合い運動」の提案を採択した。『福岡県職労四〇年史』は、「この決議に対して全国から賛意が寄せられ、全国母親大会・総評大会でもこのことが決定され、全国的な運動に広がっていった」²⁰としている。

福岡県母親大会での決議を契機として、8月22日、鶴崎多一知事は、坂田九十百田川市長(福岡県鉱業関係市町村連盟会長)、高橋正雄福岡県政研究会会長と連名で「黒い羽根運動」の呼びかけを行った。県、市町村、労働組合、女性団体、県政研究会などで準備が進められ、9月10日、福岡商工会議所において「黒い羽根運動本部」結成大会が開催された。結成大会は、約150人の参加を得て、「黒い羽根運動趣意書」「黒い羽根運動要綱」「黒い羽根運動規約」を採択、県内はじめ全国に向けての募金運動が始まった。この黒い羽根運動本部は、鶴崎多一知事が会長を務め、県議会議長など副会長6名、事務局長に社会党県議会議員、幹事50名で構成されており、幹事のうち10名は労働組合からの選出であった。

炭鉱地域を抱える福岡から生まれた運動であったが、結成大会前の9月7日には福岡県議が国会陳情のために上京した折、九州出身の在京文化人を含む対策委員会を開き、黒い羽根運動などの救援活動を全国的に広げることにしたことを同日付朝日新聞(東京版)が報じている。記事の中で、上京団の世話人を務めた高橋正雄は、「炭鉱地帯の実情はエンゲルスが『イギリスにおける労働階級の状態』で書いた以上の悲惨さだ」と述べ、作家の日野葦平は「いくらか金を集めるだけでは焼け石に水のような気がする。小さな手をさしのべることももちろん大切だが、もっと大きな政治の手を動かして、思い切った救済と復活策をとってもらいたい」²¹と語っている。

表 10 黒い羽根救援物資の内訳 (1)

品 目	数 量	換 価 基 礎	金 額 (円)
衣 類	46,965 kg	1 品平均 70 円	16,437,750
小 麦 粉	50 万ポンド 5,000 袋	1 袋 2,200 円	11,000,000
乾 う ど ん	9,000 ケース	1 ケース 970 円	8,730,000
粉ミルク罐詰	2,659 個		3,589,800
加 州 米	9 万ポンド 900 袋	1 袋 3,500 円	3,150,000
内 地 米	60 kg入り 50 袋	1 袋 3,800 円	1,900,000
餅	2,316 kg		1,930,000
乾燥ラーメン	400 箱		360,000
薬 品	7,000 個	1 個 250 円	1,750,000
学 習 図 書	5,699 冊		1,500,000
石 鹼	7,000 個	1 個 15 円	105,000
そ の 他 雑 貨	菓子, 洋傘, ガソリン, 学用品等		2,000,000
計			52,452,550

表 11 黒い羽根募金の内訳 (2)

	金 額 (円)	註
本 部 募 金 分	26,108,450	第 24 表(1)に記載されている物資の外、日本キリスト教奉仕団のあっせんにより、カナダ政府より放出された豚肉罐詰 (12 オンス入) 24,000 個、オーストラリア政府食肉局より寄贈されたソーセージ (100 g 入) 7,000 本その他がある。(昭和 34. 9. 10 ~ 35. 4. 30)
東 京 事 務 局 分	7,745,293	
大 阪 事 務 局 分	2,817,923	
そ の 他	290,184	
合 計	36,961,850	

出所：炭鉱問題調査会編『筑豊—そこに生きる人々』(1960)

黒い羽根運動は、共同募金の赤い羽根にちなんで石炭を象徴する黒い羽根をシンボルとするものであり、黒い羽根は 55 万本が準備された²²。1 人 5 円から 10 円を目標に県民に募金を呼びかけ、目標募金額を 4 千万円とした。募金の使途として、学校給食の復活、無灯火地区への電灯線架設、共同浴場の建設、生活資金の無利息貸付等を計画し、あわせて中古衣料や食糧なども広範囲に集め、炭鉱失業者の家庭に贈ることを計画とした。

黒い羽根運動は、1960 (昭和 35) 年 4 月までの半年余、募金運動を展開した。その結果集まった募金は表 11 に示すように、本部約 2 千 600 万円をはじめ、東京、大阪分を含めて計約 3 千 700 万円、救援物資は金銭換算で約 5 千 250 万円相当であり、当初目標額の 4 千万円を大きく上回る結果であった。福岡県共同募金会資料によれば、同年の共同募金 (赤い羽根) 総額は、約 6 千 800 万円であり、黒い羽根運動がやや上回っている。

救援物資では、欠食児童の姿がマスメディアに取り上げられた影響もあり、小麦粉や乾うどん、粉ミルクなどが多く寄せられていることが一つの特徴であろう。食糧は学校で児童生徒に配られ、給食のない学校や欠食児童の給食をわずかながらでも補おうとしてきた。『新筑豊近代化年表 昭和戦後編』²³ の 1959 年欄には、12 月 7 日に「黒い羽根運動本部、炭鉱の欠食児童 4700 人に給食クラッカー配分」という記録がある。また、失業者世帯の子どもたちの様子がテレビな

どのマスメディアに取り上げられると、全国各地から食糧や学用品が届いただけでなく、子どもたちへの励ましの手紙が殺到したとも言われている。

救援物資の内容やそのうちの食糧の内容、欠食児童の学校給食の補てんなどの取り組みをみると、この運動は終戦直後の日本に寄せられたララ物資²⁴の影響を少なからず受けていることが考えられる。戦後の窮乏状態にあった日本に対する援助物資輸送のためにアメリカで組織された支援団体（Licensed Agencies for Relief in Asia : Lara）によって、1946年11月から1952年6月までに、衣料品や食料品、医薬品など約3300万ポンドが送られたものがララ物資である。個人や団体に代わって政府が物資を受領し、市町村を通じて施設だけでなく、一般生活困窮者や在宅結核療養者などに配給したほか、学校給食未実施の地域に主として脱脂粉乳等を送って栄養補給にあてるなどの取り組みの実績があった。黒い羽根運動に携わった人々の間に、このララ物資の印象が強く残っていたのも自然なことであろうし、物資を寄せた人々にとってもララ物資は記憶に新しいものであっただろう。

(2) 黒い羽根運動と赤い羽根共同募金

黒い羽根運動は、市民による募金活動であったが、このような市民による寄付や募金活動は、19世紀の欧米において盛んに取り組まれていた。当初は運営資金等を必要とする社会福祉団体による募金活動であったが、1913年アメリカオハイオ州クリーブランド市において、募金活動を行う団体による募金活動が始まり、募金の主体をその配分の受け手である社会福祉施設・団体とは別の第三者である募金団体が担う取り組みに発展している。この募金活動は、1918年ロチェスター市においてコミュニティ・チェストと命名された。

日本においては、1946（昭和21）年に日本国憲法が制定されたことに伴い、公私分離を進めるGHQの方針²⁵により、1948（昭和23）年度から民間社会福祉事業に対する国の補助が禁止される状況を迎えることになった。そこで、民間社会福祉事業の財源の確保のため、1947（昭和22）年から共同募金の取り組みが始まっている。これは、アメリカのコミュニティ・チェストに倣い、募金団体を置いて広く国民に募金を求め、民間社会福祉事業に配分するものであった。石井洗二²⁶によれば、当時の共同募金は、国民たすけあい運動の一環であると同時に、同胞援護国民運動の一環として法外援護に関するキャンペーンの目的をもつものであったとされる。そして、2つの目的は、厚生省の構想した「共同社会連帯の責任観念」と同胞援護運動の「国民相扶の精神」の2つの理念を包含する「共同募金の精神」として示されるようになった。そのために共同募金は当初から厚生省が全面的な支援を行っており、厚生省と共同募金中央委員会が共同で「共同募金運動実施上の留意事項」等を発している。その中では、「一般大衆に本運動の趣旨を訴える場合は、収容者たる戦争孤児、傷痍者、失明者、その他生活困窮者の援護を強調する様留意すること」とし、「理性に訴えないで感性に訴えることが必要である……議論の余地のない人間的要求で相手が何かせずにはおけない気持ちをもたせること」という「宣伝要領」が発せられている²⁷。

翌年の第2回から募金済み証として「赤い羽根」が登場し、愛の羽根という愛称がつけられ、「愛の国民運動」などのフレーズとともに毎年の共同募金活動が進められていく。その後、1951（昭和26）年の社会福祉事業法施行に伴い、共同募金は第1種社会福祉事業として法制化された。菅沼が述べたように、厚生省の組織的な支援を受け、民間事業でありながらきわめて公共性の強い仕組みとして共同募金が位置づけられたのである。

共同募金は、街頭募金はもちろんのこと、戸別募金、学校職域募金、大口募金など組織的な募金の体制をとり、第1回の1947（昭和22）年と第9回の1955（昭和30）年を比べると募金実績額は261%に増加している。そうしたなか、黒い羽根運動と同じ1959（昭和34）年には、募金目標倍加を掲げ、大口募金の積極化等により出している。この時期までに、共同募金の集金や配分が官僚的であるとか、年中行事となってアクセサリ化しているなどの批判を受けるようにもなっており、牧野修二は、雑誌『社会事業』の中で、「赤い羽根運動の経過を見ているとどうも扶け合い運動そのことよりも募金額向上の方に重点を置いているように感じられる」²⁸としながら、「今回の倍加運動にしても提案者は恐らく、募金額の倍加そのものが主目的ではなく、倍加という刺激的目標を出すことによって否応なしに運動組織やPR活動や配分方法や等々を反省且つ新機軸を生み出させようというのではなかったか」²⁹と述べている。募金という具体的な取り組みの中に、運動そのものの見直しの視点やその機会を持たせようという主張である。

1958（昭和33）年の中央共同募金会の調査³⁰によると、さまざまな寄付のうち一番支持する寄付の第1位は社会事業の48.3%で、次に教育・PTA（17.2%）、災害救援（9.2%）と続いており、社会事業への関心の高さが示された。ただし、一方では社会事業に対する寄付額は、宗教・祭礼の24.6%に次ぐ第2位（21.8%）であり、支持率に比べて寄付額の低さが特徴であった。また、「寄付の額が家計にひびかない」とするものが全体の89.2%であることから、より必要性の感じられる明確な使途があれば、寄付を増加させる可能性をもっていることが推測された。

1958（昭和33）年の共同募金は、4割強が地域福祉活動、約3割が福祉施設に配分されており、募金額も年々増加していた。しかし、募金者からすれば、漠然とした社会事業への寄付であり、必ずしも身近で顔の見える相手に対する支え合いの実感がもてるものではなかった。高度経済成長の始期にあたり、国民の経済生活が豊かになりつつあり、「共同募金運動実施上の留意事項」が謳った「人間的要求で相手が何かせずにはおれない気持ち」を喚起するほどの相手の存在が見えなくなってきた時期ではなかったろうか。そこに炭鉱離職者という具体的に困窮している層が浮かび上がり、何かせずにはおれないという人間的欲求をくすぐるような窮状が伝えられたとすれば、黒い羽根運動への賛同者を集める強烈なインパクトを与えることとなり、募金や物資が全国から集まってきたのではないかと考えられる。この点が公的な色を帯び、法制化された共同募金が失いつつあった側面であろう。

黒い羽根運動が展開された1959年（昭和34）は、9月の伊勢湾台風による甚大な被害が広がり、黒い羽根運動と時期を同じくして被災者への義援金が募集されている。また、赤い羽根が「共同募金倍加運動」を展開した年でもある。そうした多種の募金やカンパ運動の中でも、わず

か半年の間にこれだけの募金・支援物資を集めることができた背景には何があるだろうか。黒い羽根運動に関していえば、一つはマスメディアの果たした役割が大きいと考えられる。

8月の福岡県母親大会での運動の提起から、新聞各紙がこの運動をとりあげ、炭鉱離職者や炭鉱地域の生活の様子や、募金運動の動きをたびたび記事にしている³¹。黒い羽根運動の広がりには、新聞が一般家庭に急速に普及していたことも好条件に働いたといえる。新聞（日刊）総発行部数は1955（昭和30）年度に2268万部から1959（昭和34）年度には2374万部、さらに1960年度には2810万部と大きく部数を伸ばしている。さらには、1952（昭和27）年に始まったテレビ受信契約が1955（昭和30）年度の16万5666件から1959（昭和34）年度の414万8683件、普及率23%を超え、テレビ画面を通して炭鉱地域の暮らしの様がセンセーショナルな色彩をもって届けられたことも大きな要因であろう。前出の『新筑豊近代化年表 昭和戦後編』からも炭鉱や筑豊をテーマとするラジオやテレビ番組が放送されたことがわかる³²。メディアに取り上げられた家庭には、全国から支援物資が直接届けられるなど、炭鉱地域においても世帯間の格差が生じていたことを九大医学部の調査班が報告している³³。また、上野英信『追われゆく坑夫たち』（1959年）や土門拳『筑豊のこどもたち』（1960年）などが出版され、多くの国民に「黒い谷間」としての筑豊や炭鉱地域が知られることとなったのである。

（3）黒い羽根運動の社会運動としての側面

黒い羽根運動は単に募金を集めて、窮乏した炭鉱地域の離職者世帯に分配することそのものを第一義としていたのではなかった。1959（昭和43）年9月10日の結成大会で採択された「黒い羽根運動趣意書」³⁴に書かれた、この運動の趣旨を読んでみる。趣意書が示す炭鉱離職者の生活実態についての認識は、「不況と合理化による閉山のために職を失った人々の生活実態は、文字や言葉ではとても正しく表し得ないほど重大な段階にきておりもはや人道問題ともいふべき悲惨な状態におちいつています」というものである。趣意書は、炭鉱不況により財政が逼迫している地方自治当局には手段の限界が来ていること、運動により「失職者の悲惨きわまる生活に応急手当」をするとともに、政府の対策事業が対応できている人員があまりに少なく「これではやはりまだ当局には事の重大さがよく伝わっていないとしかいえない」として、「問題の重大さを中央の政府や国会に訴え」「有効な対策を導きだそうと考え」、全県民的な助け合い運動を起すのだとしている。最後に、「この運動が単に慈善運動に終わることなく、県民の豊かな、民主的な生活を保障するための県民運動となることを望んでいます」と結んでおり、社会保障政策を求めるソーシャルアクションとしての位置づけを示しているといえる。そのことはまた、黒い羽根運動規約の「福岡県下の炭鉱離職者に対する助け合い運動を通じて炭鉱離職者に対する有効な対策を当局に刷新させるよう世論をひき起こすことを目的とする」（第1条）にも表れている。

黒い羽根運動については、県議会でもたびたび取り上げられており、運動本部会長でもある鶴崎知事の答弁には、そのつど本運動の基本的性格が示されている。たとえば、黒い羽根運動がスタートした直後の9月定例会の一般質問の中で、鶴崎知事は、「黒い羽根運動は、県も市町村も、

また社会福祉団体も婦人会も労働団体も含めた幅広い運動としてやりたい」「当初から、市町村の方々あるいは幅広い県民の運動として終始考えておる」³⁵と答弁している。また、12月定例会での一般質問でも「黒い羽根運動は県下の石炭離職者の困窮者を救済するという意味での県民の助け合い運動でありそれに対する対策をもって黒い羽根運動が二度と起こらないようにすることこそ必要なので、これは幅広い政党政派に偏しない運動として参り、今後石炭の離職者対策または石炭産業のための具体的な政策で対処しなければならないと考えておる」³⁶と答弁している。これらは、黒い羽根が単なる募金活動にとどまらず、文字通り「運動」の要素を強く含むものであったことをよく示している。

5. 黒い羽根運動の成果

(1) 黒い羽根運動本部による事業

黒い羽根運動は、1959（昭和34）年9月10日から1960（昭和35）年4月30日までの間、募金および救援物資を募り、同年10月に運動の総括と国に対する陳情書をとりまとめて、その活動を終えた。その間に集まった募金や救援物資は前述のとおりであるが、黒い羽根運動本部は、物資の配分だけでなく募金をもとにして炭鉱地域の生活環境整備にも取り組んでいる（表12）。

事業は8次にわたって実施され、井戸65か所3,918世帯、簡易水道10か所1,792世帯、浴場31か所1,927世帯、電灯設置、下水溝の整備、家屋修理、集会所や託児所の建設などに約1千350万円を充てている。

これらの事業を必要とした炭鉱地域の生活状態については、黒い羽根運動本部から提供されたバスで巡回診療調査を行った九州大学医学部巡回診療調査班の報告³⁷に詳しい。調査によれば、各年代の栄養障害が多く、乳幼児や学童の発育の悪さから食生活の貧困と寄生虫の保有率の高さが示された。その原因として、井戸の86%が屋根や枠、囲いが無いなど不完全なものであり、外部からの細菌の流入を防ぐことができないことや、鉱害のために地下水が利用できずに地表水や汲み溜めの水を飲用している実態があった。また、閉山により共同浴場を失い、満足な住居に

表12 黒い羽根本部の行った諸事業 (1) (金額は単位円)

施設名		井戸	簡易水道	浴場	電灯	下水道	家屋修理	その他	計
第1次から第5次までの事業	実施済	1,788,768	1,449,120	2,770,970	664,264	60,000	663,319	6,003,784	13,400,225
	実施中	261,000	8,600	281,900	15,000	—	40,000	620,970	1,227,470
	計	2,049,768	1,457,720	3,052,870	679,264	60,000	703,319	6,624,754	14,627,695
新規事業(第6次～第8次)	実施済	80,000	15,000	80,000	—	—	—	—	175,000
	実施中	—	55,630	18,100	50,000	—	293,835	—	417,565
	計	80,000	70,630	98,100	50,000	—	293,835	—	592,565
合計		2,129,768	1,528,350	3,150,970	729,264	60,000	997,154	6,624,754	15,220,260

出所：炭鉱問題調査会編「筑豊—そこに生きる人々」

表13 黒い羽根本部の行った諸事業 (2)

(金額は単位円)

施設名		井戸	簡易水道	浴場	電灯	下水溝	家屋修理	その他	計
第1次	箇所数	18	3	13	—	—	—	—	34
	対象戸数	2,012	113	847	2	121	859	—	3,954
	金額	612,498	74,620	1,299,030	3,000	60,000	320,000	—	2,369,148
第2次	箇所数	24	3	8	—	—	—	子供文庫1	35
	対象戸数	1,390	519	440	85	—	183	集会所1	2,617
	金額	835,800	682,500	741,190	194,000	—	159,955	共同便所5 91,000	2,704,445
第3次	箇所数	18	—	4	—	—	—	託児所1	22
	対象戸数	300	—	301	90	—	28	共同便所2	719
	金額	240,470	—	330,750	423,594	—	21,704	保育所1 634,000	1,650,518
第4次	箇所数	3	3	4	—	—	—	集会所1	10
	対象戸数	106	960	217	14	—	187	共同便所4	1,484
	金額	100,000	692,000	300,000	43,670	—	161,660	209,916	1,507,246
第5次	箇所数	—	—	1	—	—	—	学童服	1
	対象戸数	—	—	66	—	—	—	作業衣類	66
	金額	—	—	100,000	—	—	—	その他 5,068,868	5,168,868
第6次	箇所数	2	—	1	—	—	—	—	3
	対象戸数	110	—	56	—	—	—	—	186
	金額	80,000	—	80,000	—	—	—	—	160,000
第7次	箇所数	—	1	—	—	—	—	—	1
	対象戸数	—	200	—	—	—	—	—	200
	金額	—	15,000	—	—	—	—	—	15,000
第8次	箇所数	—	—	—	—	—	—	—	—
	対象戸数	—	—	—	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—	—	—	—
計	箇所数	65	10	31	—	—	—	—	106
	対象戸数	3,918	1,792	1,927	191	121	1,257	—	9,206
	金額	1,868,768	1,464,120	2,850,970	664,264	60,000	663,319	6,003,784	13,575,225

資料：黒い羽根運動本部

出所：炭鉱問題調査会編「筑豊—そこに生きる人々」

暮らすこともままならない場合も少なくなかった。炭鉱は「赤い煙突めざして行けば、米のまんまが暴れ食い」といわれ、からだ一つで稼ぐことができる場であると考えられていた。それは鉱夫募集のための甘言であり、実際にはそれが幻想であることを知ることになるが、少なくとも住居（炭住）と風呂、水、電気は労働とセットで鉱主によって準備されていた。そのため、閉山となると職を失うことはもちろん、事業主によって提供されていた共同浴場が閉鎖され、水道や電気の供給が止まり、社宅としての炭住からの立ち退きを求められるか、あるいは老朽化した炭住に手入れもしないまま、かろうじて住むことだけを許されるかといった状況を迎えざるを得なかったのである。

こうした生活の最低限の基盤を繕う事業として、黒い羽根運動による資金が井戸や簡易水道、浴場の整備等に活用されたのである。本来であれば政策による対応が求められる最低生活の保障につながる部分であるが、この運動は、単に政策に対応を求めるだけでなく、実際に必要な生活基盤づくりを政策に代わって実施してきたのである。また、募金の一部を基金として、1960（昭和35）年9月には炭鉱離職者やその家族のための福岡内職センターが設立されており、一時しのぎの対策だけではなく、労働を通して人々が生活を再構築することをめざす事業内容をも含んでいたのである。

(2) 黒い羽根運動本部・関係組織による総括

黒い羽根運動が展開される中、並行して県及び県議会や炭鉱地域市町村会なども国に対し、積極的な働きかけを行い、ようやく1959（昭和34）年11月に炭鉱離職者臨時措置法が制定され、5年間の時限法として施行されるにいたった。本法には、炭鉱離職者の広域職業紹介、緊急就労事業、職業訓練、離職者援護協会の設置等が盛り込まれ、炭鉱離職者対策の新たな方向が示されたことに期待がもたれた。

運動本部は、その活動を閉じるにあたり、「炭鉱離職者臨時措置法」をもってしても「離職者の生活はいぜん暗たんたるものがあり」、「抜本的な対策を生み出すためには、先ず炭鉱離職者の質的な把握、なかんずくその生活実態の解明が必要」として、炭鉱問題調査会の協力のもと『筑豊—そこに生きる人々』³⁸を提出した。

ここでは、①炭鉱離職者の増加は進み、県内の中小炭鉱の常用労働者が1952年4月から1960年4月には約1万8千人（36%）減じた、②石炭鉱業合理化作業団による炭鉱の買上が進んでいる、③炭鉱離職者の増大により1960年8月には生活保護率が全国第1位になった、④筑豊地区の生活保護率は1958年3月に比べ2倍以上（1960年4月）となり、住宅扶助の伸びが著しい、⑤炭鉱離職者の増大に伴い求職者が増加したが、県外就職を含め再就職が困難、⑥日雇労働者が増大し、筑豊地域では1954年の9倍以上となっている、などの報告がなされている。さらに石炭鉱業合理化法の改正実施に伴って、今後3年間でさらに9万人の離職者が予測されることも記されている。

運動本部がこの運動をどのように総括したかを『筑豊—そこに生きる人々』³⁹「はじめに」にみることができる。黒い羽根運動の趣旨は「あくまで民間の、しかも応急、当面の助け合いというもの」であり、「ひん死の重病人にたいし水タオルを額にあて、手足をさすということにすぎなかった」としながらも、「同時に病気をなおすための専門医を呼びに走る行為、つまり炭鉱離職者にたいする政府の的確な根本的対策を早急に引き出し、その実行を望むという性質の運動でもあつた」とされる。また、同年11月に発表された「黒い羽根運動に対する感謝と報告」では、「運動本部に寄せられた物資は遅滞なく関係の市町村を通じて各家庭に配り、募金は医療班の派遣、飲料水対策、電燈、浴場の施設、家屋修理、欠食児童に対する給食、或いは生活援助のための件の施策とタイアップした内職センターの設立など運動の経過報告書記載のとおり予期以上の成果を挙げることができ」たとしている。しかし、炭鉱離職者の生活は依然暗たんたるものがあるため政府や国会議員等に陳情⁴⁰し、善処を願っていることも付記している。

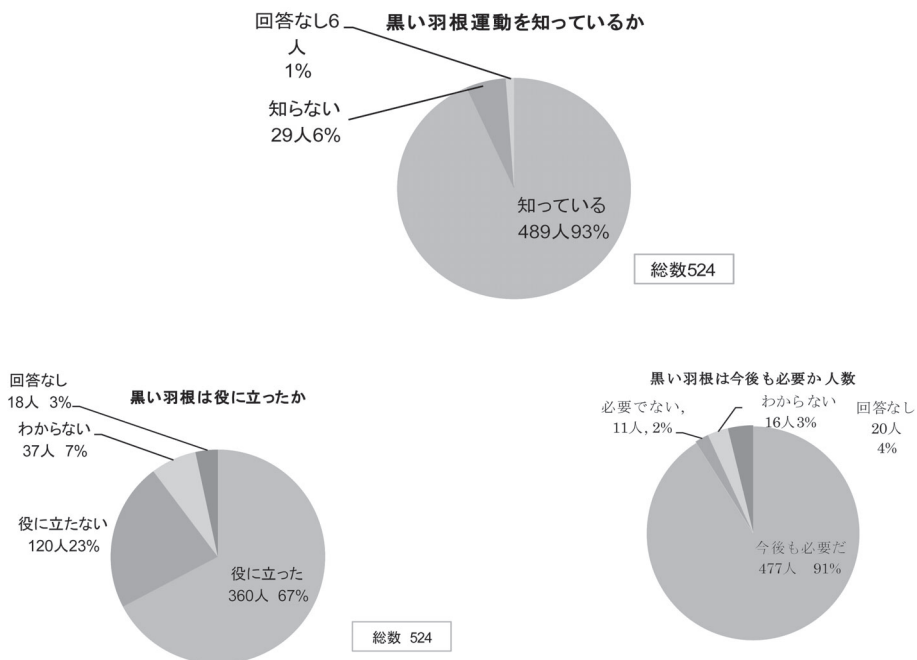
本運動は、労働組合等とも共に取り組んできた。その構成団体の一つ自治労福岡県職労は、「県職は、炭鉱の不況、合理化による失業者の続出について、対米従属をつよめる政府・資本の攻撃とうけとめ「黒い羽根運動」を単なる炭鉱失業者の助け合い運動としてではなく『何故炭鉱は不況になったか』『何故炭鉱合理化は作られたか』『石炭産業の経営者はどうしたか』『合理化はなぜ進められているか』『炭鉱合理化と自治体の関係はどうか』など自治研の重要な問題と認識して、準備会にも当初の段階から参画し、「この運動は、鶴崎知事と県職が一体となって推

進した革新ならではの運動といえるもの」⁴¹と総括している。

福岡総評も「9月16日の第10回定期大会で、この運動への積極的参加を正式に決定し、その重要な担い手となる。この黒い羽根運動は、全国に炭鉱失業者の問題をアピールすることに成功し、政府の対策を数段前進させる力となった。県民要求をとりあげ、県民運動の先頭に立って国の政策の変更をせまり、住民福祉を徹底させるというこの運動は、鶴崎革新県政のあり方を象徴するものにほかならなかった。この運動で鶴崎知事の果たした役割は決定的であった。この運動は翌60年9月末日で運動本部を解散するが、その後はこの運動の成果を内職センターの設立という方向で発展させていく」⁴²としている。いずれも助け合い運動、募金運動にとどまらず、炭鉱失業者の課題を地域や国民の課題として共有化し、政策の確立に迫る運動としての性質を評価しているといえる。

(3) 筑豊における黒い羽根運動の受け止め

この運動によって集まった募金による環境改善事業や物資の配給を受けた、筑豊地域の反応はどうであったか。前出『筑豊—そこに生きる人々』に掲載されている筑豊地域の炭鉱住宅の住民に対する調査結果によると、黒い羽根運動は9割以上に知られており、今後とも必要だと受け止められている。約6割が物質的支援、約2割が精神的支援が役に立ったとしており、支援の対象となった人々にとっても高い評価を得ている。ただし、「黒い羽根は役に立ったか」の問いに対して、「役に立った」は約7割であり、約2割は「役に立たない」としている点は見逃せない。



炭鉱問題調査会編『筑豊—そこに生きる人々』をもとに作成

また、森崎和江は、黒い羽根運動について「お金や使いふるしの衣類などが、捨て場を求めえたように送られてきた。血を売って生活をたてるしかなかった炭坑労働者は、誰でも必要とする品であった。が、私は、彼らやその家族が、表現しがたい心情に頬をびくつかせつつ拒否するのを何度もみた。子供に着せたくて、母親がそっと手にして帰ってきたズボンなどを、父親が目ざとく見つけて、血相替えて引き裂くことなど、常であった」⁴³と著している。森崎はそれを、「同情はまっぴらだ、という市民的心情とは質が違」い、炭鉱労働で培われてきた独特の内的世界があるとした。炭坑内で危険と隣り合わせで命を預け合ってきた炭鉱労働者たちは、「他人の家族の窮状をみかねて、体まるごとくれてやるような助け合い」をし、物質だけでは満たされない、代替できないものを通じあわせていたとするのである。客観的にみれば絶対的な窮乏の状態にあり、多くの人々の同情を誘うものであっても、炭鉱労働者たちの独特の身の律し方、相互扶助が存在し、何らかの支援が必要であるとすれば金銭や物資ではないものが求められていたのかもしれない。

6. おわりにー黒い羽根運動の意義ー

福岡県議会『詳説福岡県議会史第4巻』は、黒い羽根運動を「マスコミの報道もあって一時は全国的に注目された。だがその組織体制は一時的なカンパニア運動のそれを出るものではなかっただけに、長続きはしなかった」⁴⁴と酷評している。たしかに募金運動の側面のみをとらえれば長続きはしなかったという総括になるであろう。しかし、運動全体をみれば、多くの意義をもつものであったといえる。それを、以下三つの視点から整理する。

第一に社会問題の側面である。黒い羽根運動は、その取り組みの中で、調査等を通じて常に炭鉱離職者の生活実態や生活問題を明らかにしてきたことにある。運動の契機となった『炭鉱離職者の生活実態』、運動の総括としてまとめた『筑豊—そこに生きる人々』は、いずれも丁寧な調査により、炭鉱離職者の生活実態を明らかにした。それは、たとえば地方自治体や国の統計資料だけでは読み取ることができない、狭隘で老朽化した炭鉱住宅で1人1枚あてもない布団を共有し、食事も満足にとることができないといったリアルな生活を問題として浮かびあがらせるものであった。また、運動の一環としての九大医学部の巡回診療調査によっても、炭鉱離職者の健康状態や住環境、飲料水の問題などを明らかにしている。これに基づいて井戸や簡易水道敷設などの環境改善事業に取り組むなど、生活問題の所在と何が必要とされるのかを可視化する取り組みであった。

第二に社会運動の側面である。黒い羽根運動本部が、炭鉱離職者に対する実効ある施策や窮乏した生活に対する施策を求める社会運動を続けてきたことである。母親たる市民から始まった募金活動の側面である。赤い羽根共同募金が、その寄付行為について善意か義務かの迷いを生じている時期にあり、そのあり方の見直しを迫られつつあった一方で、黒い羽根運動は、マスメディアによって伝えられる具体的な子どもたちや炭鉱離職者の窮乏した姿への個別の思い入れのある

寄付という意味を持っていたのではないだろうか。募金や物資の送付に協力した国民にとっては、社会福祉事業への募金によるたすけあいといった抽象的な理念からでなく、具体性のあるものとしてとらえられていたのではないだろうか。

第三に、これらが社会福祉の政策にどう反映したかである。黒い羽根運動が、政策に与えたインパクトは小さくないであろう。筑豊の炭鉱地域は、国家政策による石炭増産とその後の合理化というエネルギー転換政策の中で大量失業者の滞留、地域の荒廃に直面する。炭鉱離職者の窮状に対して、政策側は失業対策事業や最後の手段として生活保護制度で対応しようとしてきたが、十分な成果を上げることができなかった。そこに黒い羽根運動による国民の視線の集中と地方自治体や労働組合が一体となった政策対応を求める運動の高まりを受け、ようやく1959年の炭鉱離職者臨時措置法が誕生したのである。

このように真田是の「社会福祉の三元構造」に倣えば、黒い羽根運動は、炭鉱地域や炭鉱離職者の生活課題を明らかにする各種の調査や地域踏査の物語るシビアな生活実態を明らかにし、その国民の福祉充実の必要性を政策主体にも知らせるものであった。それにはまず、筑豊地域の社会的な問題があり、それに対する政策による対応を求める社会運動であったといえる。そしてまた、調査に基づく課題提起が運動を支える原動力となり、人々の賛同を得たといってもよいだろう。

黒い羽根運動が持っていた力は、主婦やひとりひとりの住民たちが地域の生活の実態と構造を捉え、「人らしい暮らしとは何か」を地方から広く国民へ、そして国政へと問いかけ続けた力であった。そして、1960年代から活発化する社会福祉運動の先駆として高く評価できるものである。

短期間の運動であったが、これによって、1960年代以降の日本の社会福祉を規定し、募金をもとにした内職センターの設立や、炭鉱離職者臨時措置法に離職者援護会を位置づけた。それは、被占領期の社会福祉政策を、国民の生存権のもとにさらに具体化した運動として評価できる。また、その後、本稿では触れることができなかった離職者の生活再建に向けてのソーシャルワーク視点での取り組みが行われたことも究明する必要がある。黒い羽根運動を契機として、大学生のキャラバン隊が筑豊地域に入り、その一部は炭住に住み込んでセトルメントともいえる活動を展開した。黒い羽根運動が残したこれらの施策や民間の活動が、その後の炭鉱地域やそこに暮らす人々の生活にどのような影響を及ぼしたのか、運動が求めてきた施策の評価を含む長期的な視点での分析も必要であろうが、その点は今後の課題としたい。

注

- 1 「緊急事態に対処スル生産増強方策大綱」(1946年2月7日閣議決定)の「方針」による。
- 2 副田義也『生活保護制度の社会史』東京大学出版社、1995
- 3 副田義也『生活保護制度の社会史』東京大学出版社、1995. p7
- 4 副田義也『生活保護制度の社会史』東京大学出版社、1995. p7
- 5 菅沼隆『被占領期社会福祉分析』ミネルヴァ書房、2005. p267

- 6 宮田和明『現代日本社会福祉政策論』ミネルヴァ書房, 1996. p162
- 7 一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論 新版』有斐閣, 1975. p124
- 8 ただし、場合によってはより広範囲に中間市や遠賀郡を含む5市4郡を指す場合やさらに北九州市の一部まで含む場合もある。本稿では特に断らないかぎり、筑豊地域とは4市3郡をさしている。
- 9 九州経済調査会「飯塚市の産業と経済」(1959年)によれば、1952(昭和27)年段階で、福岡県の総面積に占める鉱区の割合が29.4%(農地割合26.9%)であるのに対し、嘉穂・飯塚、直方・鞍手、田川市郡の筑豊3市3郡の鉱区割合は44.0%(農地割合19.1%)であった。
- 10 炭鉱問題調査会編『筑豊—そこに生きる人々』黒い羽根運動本部, 1960. 10. 資料編 p3
- 11 厚生省『厚生白書 昭和35年版』p124
- 12 前掲書, p86
- 13 前掲書, p87
- 14 福岡県総務部企画室「季報第20号 石炭鉱業合理化と離職者対策」1959. 3. p22
- 15 前掲書, p24
- 16 九州大学医躬行会出版部編『黒い谷間の人々—九大医学部筑豊炭坑地帯巡回診療調査報告(昭和34年12月21日～27日)』1960
- 17 福岡県教育百年史編さん委員会「福岡県教育百年史 第4巻 昭和(II)」1979. p822-823
- 18 福岡県政研究会『炭鉱離職者の生活実態』1959. 7
- 19 福岡県女性誌編纂委員会『光をかざす女たち—福岡県女性のあゆみ』西日本新聞社, 1997. p443-444
- 20 自治労福岡県職労『福岡県職労四〇年史』1990. p320
- 21 朝日新聞 1959年9月7日東京版
- 22 川西到「黒い羽根運動」麻生百年史編纂委員会『麻生百年史』麻生セメント株式会社, 1975. 寄稿の部 p329
- 23 近畿大学理工学部編『新筑豊近代化年表 昭和戦後編』近畿大学, 2003
- 24 Licensed Agencies for Relief in Asia という援助団体の頭文字をとってLara 物資と呼ばれた。
- 25 日本国憲法第89条に基づき、1945年10月30日の公衆衛生福祉局(PHW)と厚生省との覚書「政府の私設社会事業団体に対する補助に関する件」の運用が厳格化した。
- 26 石井洗二「共同募金における『国民たすけあい』理念—その歴史的考察」日本社会福祉学会『社会福祉学』第49巻第3号, 2008.
- 27 石井洗二「共同募金運動における『国民たすけあい』理念—その歴史的考察」日本社会福祉学会『社会福祉学』第49巻第3号, 2008所収. p8
- 28 牧野修二「赤い羽根・黒い羽根」雑誌『社会事業』第42巻第10号, 1959. 10. p43
- 29 同上. p43-44
- 30 中川幽芳「共同募金倍加運動について」『社会事業』第42巻第10号, 1959. 10. p6-7
- 31 たとえば朝日新聞(東京版)は、運動本部の結成前の8月からこの運動をとりあげ、運動が始まった9月には8日間、この運動を報道している。九州版では、「黒い失業地帯」という特集記事を12日間掲載している。
- 32 たとえばNHKラジオでは、1959年10月6～27日「婦人の時間—炭鉱に生きる人々」、10月8日「きょうの問題—黒い羽根の悲劇」、NHKテレビでは11月4日に「町から村から—炭鉱に救いの手を—黒い羽根運動」などが放送された。
- 33 九州大学医学部躬行会出版部編『黒い谷間の人々—九大医学部筑豊炭坑地帯巡回診療調査報告(昭和34年12月21日～27日)』1960. p44
- 34 黒い羽根運動本部「黒い羽根運動趣意書」1959年9月10日
- 35 福岡県議会『詳説福岡県議会史第4巻』1991. p220-221
- 36 福岡県議会『詳説福岡県議会史第4巻』1991. p268
- 37 九州大学医学部躬行会出版部編『黒い谷間の人々—九大医学部筑豊炭坑地帯巡回診療調査報告(昭和

- 34年12月21日～27日』1960
- 38 炭鉱問題研究会編『筑豊—そこに生きる人々』黒い羽根運動本部, 1960. 10
- 39 同上
- 40 黒い羽根運動本部は活動を終えるにあたり、「石炭産業離職者集団地域対策に関する陳情書」(昭和35年10月17日 赤い羽根運動本部長 鶴崎多一)を提出している。内容は、「今後の対策は、どうしても国県市町村の行政によって解決していただきたい。
- 一. 石炭産業離職者対策事業の拡大措置を講ぜられたい。
 - 二. 石炭産業離職者の広域職業紹介による就職の促進と移住対策を強化されたい。
 - 三. 石炭産業離職者に対する職業訓練の拡充をはかられたい。
 - 四. 石炭産業離職者地域の保健と住宅について対策を講ぜられたい。
 - 五. 石炭産業離職者地域に対する生活保護並びに準要保護家庭に対する援護措置を拡充せられたい。
 - 六. 石炭産業離職者地域の児童福祉特に欠食児童に対する給食, 就学対策等につき特別の措置を講ぜられたい。
 - 七. 石炭産業離職者地域の内職補導について特に援助措置を講ぜられたい。
 - 八. その他石炭産業離職者集中地域に対し生活援護更生の措置を講ぜられたい。」というものであった。
- 41 自治労福岡県職労『福岡県職労四〇年史』1990. p321
- 42 福岡県労働組合評議会『福岡県評20年史』1972. p432-433
- 43 森崎和江『奈落の神々—炭坑労働精神史』大和書房, 1974. p7
- 44 福岡県議会『詳説福岡県議会史第4巻』p55

参考文献

- 1 一番ヶ瀬康子・真田是編『社会福祉論 新版』有斐閣, 1975.
- 2 上野英信『追われゆく坑夫たち』岩波書店, 1960
- 3 九州大学医学部躬行会出版部編『黒い谷間の人々—九大医学部筑豊炭坑地帯巡回診療調査報告(昭和34年12月21日～27日)』1960
- 4 近畿大学理工学部『新筑豊近代化年表 昭和戦後編』近畿大学, 2003
- 5 黒い羽根運動本部「黒い羽根運動に対する感謝と報告(昭和35年10月1日)」1960. 10
- 6 真田是編『戦後日本社会福祉論争』法律文化社, 1979
- 7 正田誠『九州石炭産業史論』九州大学出版, 1987
- 8 菅沼隆『被占領期社会福祉分析』ミネルヴァ書房, 2005
- 9 石炭鉱業審議会石炭鉱業調査団(団長有沢広巳)「答申(昭和39年12月16日)」
- 10 副田義也『生活保護制度の社会史』東大出版会, 1995
- 11 炭鉱問題調査会編『筑豊—そこに生きる人々』黒い羽根運動本部, 1960. 10
- 12 土井仙吉「石炭斜陽下の筑豊炭田地域」『福岡学芸大学紀要』第11巻第2部. 1962
- 13 戸木田嘉久『九州炭鉱労働調査集成』法律文化社, 1989
- 14 土門拳『筑豊のこどもたち』パトリア書房, 1960
- 15 福岡県「産炭地域の現状と問題点」1965
- 16 福岡県労働部『福岡県労働運動史』第2巻, きょうせい, 1989. 3
- 17 福岡県労働組合評議会『福岡県評20年史』1976
- 18 福岡県「石炭産業不況に伴う鉱業関係市町村の財政状況」1959. 11
- 19 福岡県労働組合評議会「低成長時の帰結筑豊の現状と課題」発行年不明
- 20 福岡県黒い羽根運動本部(会長:福岡県知事鶴崎多一)「石炭産業離職者集団地域対策に関する陳情書」(昭和35年10月17日)1960
- 21 牧野修二「赤い羽根・黒い羽根」全国社会福祉協議会『社会事業』第42巻第10号. 1959. 10. 42-45

- 22 宮田和明『現代日本社会福祉政策論』ミネルヴァ書房, 1996
- 23 元・日本石炭協会九州支部「日本石炭協会九州支部の変遷」2001
- 24 森崎和江『奈落の人々―炭坑労働精神史』大和書房, 1974
- 25 吉村朔夫『日本炭鉱史私注』御茶の水書房, 1984
- 25 労働省職業安定局失業対策部編『炭鉱離職者対策十年史』日刊労働通信社, 1971